

2019年2月26日

### 共同通信社の記事に関する対処につきまして

昨年12月29日、一般社団法人共同通信社より、「入管に組織的に虚偽申請か 在留資格で代行グループ」と題する記事（以下「当報道」という。）が公表されたため、あじあ行政書士法人（以下「当法人」といいます。）では、「特別監査チーム（責任者：合田法務部長）」を組成し、当報道があった昨年よりほぼ2ヶ月という期間を費やして、当報道に関する調査を行ってまいりました。

その結果、当法人の申請業務においては、雇用理由書に関する「雇用主の意思」に概ね問題がなかった比率が99.8%とほぼ100%に近かったことを確認することができました。また、コンプライアンス体制につきましても、弁護士法人法律事務所ヒロナカ（代表弁護士：弘中惇一郎、住所：東京都千代田区麹町2-4）に「出入国管理及び難民認定法に関する法令遵守の手段としては整備されている」と評価していただきました。したがって、当報道における「入国管理局に組織的に虚偽の申請などを繰り返していた」という指摘は、明らかに事実と反しております。

当法人は、マーベリック法律事務所（代表弁護士：山縣敦彦、住所：東京都千代田区丸の内1-7-12）とも協議した上で、当報道の記事に関する対処を決定いたしましたので、公表いたします。

当法人としては、当報道は、明らかな「誤報」と判断しておりますが、改めて記事の詳細を確認いたしますと、「入国管理局に組織的に虚偽の申請などを繰り返していた疑いがある」として断定を避けているほか、記事の見出しも「入管に組織的に虚偽申請か」と疑問形にとどめていることから、共同通信社としては、「断定ではないので、誤報ではない」と主張する余地が残されております。

しかし、百歩譲って「誤報」でなかったとしても、当報道が「当法人に関する誤解を招く記事」であったことは明らかであり、「当法人に関する虚偽の風評を流布された」ことは明白であります。また、当報道によって、当法人の名誉・信用が著しく損なわれ、多大な損害を被ったことは事実でありますし、今後も、当報道が直接的あるいは間接的な原因となって、さらなる損害を被る可能性も否定できません。

上記を踏まえた上で、当法人としては、マーベリック法律事務所の助力を得ながら、まず第一歩として、共同通信社による当報道を転載する形で記事を公表した各報道機関に対し、当法人による調査結果を真摯にお示しすることにより、当該報道機関のサイトに掲載されている当該記事を速やかに削除することをお願いすることから始めたい、と考えております。

あじあ行政書士法人  
法務部長 合田千華